

米国連邦憲法による 中絶を受ける権利の保障

—米国連邦最高裁判所 2022年6月24日判決—

Dobbs, State Health Officer of the Mississippi Department of Health, et al. v. Jackson Women's Health Organization et al. 597 U. S. ____ (2022)

岡原記念英米法研究会

弁護士 田中 豊 Yutaka Tanaka

I はじめに

今回取り上げる連邦最高裁判決は、母体外生存可能性¹に先立つ（pre-viability）随意の中絶（elective abortions）を禁止する州法が連邦憲法に違反するかどうかを判断したものである。

連邦最高裁は、1973年1月22日言渡しのロー判決²をほぼ半世紀を経て変更し、併せて、その約20年後に先例拘束性の原理（the doctrine of stare decisis）に基づいてロー判決を再確認したケーシー判決³をも30年を経て変更して、連邦憲法は中絶を受ける権利（a right to obtain an abortion）を保障するものではないと判断した。

中絶問題は、女性の自己決定権を重視するプロ・チョイス（pro-choice）派とキリスト教保守派を中心とする未出生の生命を重視するプロ・ライフ（pro-life）派との間で国論を二分する政治的論争の対象になっていたが、2022年秋の米国の中間選挙において、経済・雇用に次ぐ重要争点とされ、本判決の採った結論に危機感を抱いた女性による投票が激戦州における民主党善戦の原因になったとみられている⁴。

また、本判決は、言渡日の2022年6月24日に1か月半以上先立つ同年5月2日、政治専門サイトの「ポリティコ」に同年2月10日付けの

「アリトー裁判官法廷意見の第1ドラフト」が漏洩されるという事件が起きたことでも、世間の注目を集めた。

本判決は、中絶を受ける権利が連邦憲法によって保障されたものであるかどうかという実体法上の問題とともに、判例を変更するかどうかをどのような要素を考慮して決すべきであるかという先例拘束性の原理に係る手続法上の問題についての判断を示したものである。

いずれの点も、我が国ではほとんどといってよいほど議論されない問題であり、それだけに、本判決は、米国の法と政治とを理解する上で避けて通ることのできないものといえる。

II 事案の概要

1 ミシシッピ州の2018年妊娠期間法（Gestational Age Act）の規定

ミシシッピ州の2018年妊娠期間法は、「医療上の緊急事態又は胎児の重度の異常症例を除き、未出生の人間の蓋然的な妊娠期間が15週を超えると判断されるときは、何人も未出生の人間につき、故意に又はそれと知りながら中絶を行い…又は誘発してはならない。」と規定する⁵。すなわち、妊娠期間が15週を超える場合

1 キャヴァノー裁判官の同意意見によると、妊娠後およそ24週が分水嶺とされているようである。

2 Roe v. Wade, 410 U.S. 113 (1973).

3 Planned Parenthood of Southeastern Pa. v. Casey, 505 U.S. 833 (1992).

4 2023年1月23日付け日本経済新聞を参照。

5 Miss. Code Ann. § 41-41-191(2018).